

平成17年4月1日から 古着・古布類の分別を開始します

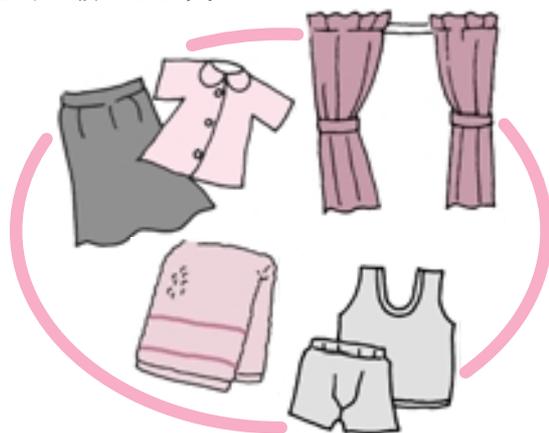
古着・古布類の分別収集を行い、そのまま古着としての利用や、雑巾として再利用することによって、焼却処理するごみを減らすことができます。ご協力よろしくお願いします。

〈収集の対象となる古着・古布類の例〉

- 衣服
- タオル
- 敷布
- 和服、帯
- 合成繊維の衣類
(綿入りの衣類は、可燃ごみ)
- 毛糸の衣類
- 毛布
- カーテン

問い合わせ

役場生活環境課 ☎985-4117



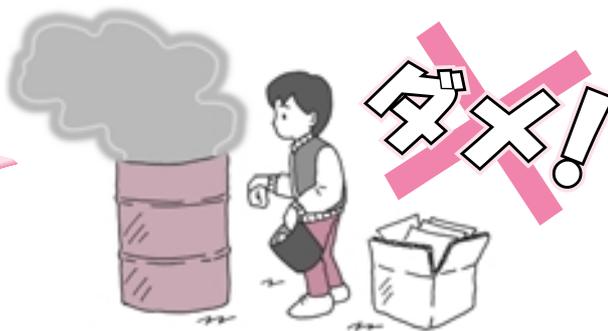
野焼きは法律で禁止されています

廃棄物処理法によって、一般家庭（事業所）から出るごみを焼却処理する、いわゆる野焼きは禁止されています。ドラム缶焼却、ブロック積焼却、穴を掘っての焼却は野焼きと同じです。

物を焼くと、必ず煙が出ます。特にビニールやナイロン系、プラスチック系の物を焼くと、有害物質が煙となって空気を汚す原因になります。また焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。

家庭などのごみは焼かないで、『松前町ごみ分別の手引き』を参考にしながら、確実な分別でごみ収集場所へ出してください。一人ひとりの心づかいで自然環境が守られます。

違法な野焼きをした場合、
違反者には3年以下の懲役、
もしくは300万円以下の罰金
又は併科が科せられる
ことがあります



11月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かん びん 類・ ペット ボトル	プラス チック	紙ごみ	金属類
平成15年	47 kg	6 kg	5 kg	1 kg	6 kg	—
平成16年	47 kg	5 kg	4 kg	2 kg	9 kg	1 kg
増減	0 kg	△1 kg	△1 kg	1 kg	3 kg	1 kg

(11月末現在 12,077世帯 31,598人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

次の粗大ごみの日は

2月20日
(日)です。

地域で決められた場所に午前7時
までに出しましょう。